

区民の声の公表（令和3年9月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、ファクシ)	受付日	関連情報
三軒茶屋駅の喫煙所について	三軒茶屋駅を毎日利用していますが、駅の入口付近の喫煙所の整備を改善していただけないでしょうか。 喫煙する方が、階段下や世田谷通りの道へ向いて喫煙される方がとても多く、噴水の広場や、階段、交番周りの道がとてもたばこ臭く、せっかく綺麗な駅なのにいつも悲しい気持ちになります。 受動喫煙や、灰が落ちてくるのも心配です。完全に囲ってしまうなど対応はできないでしょうか？ご検討をいただければ幸いです。よろしくお願い致します。	三軒茶屋駅周辺では路上喫煙や吸殻のポイ捨てが絶えず、地元町会をはじめ地域の皆さんから喫煙場所設置に関する要望が多く寄せられたことから、平成20年に現在の場所に喫煙場所を設置いたしました。その後、地域の皆さんのご意見を伺いながら、2回にわたり改修工事を行っております。 ご指摘の三軒茶屋駅前の指定喫煙場所を密閉型の喫煙場所に改修することにつきましては、当該場所ではスペースや地盤の構造上の問題から困難であるものと考えております。適切な喫煙場所の利用に向けて、環境美化指導員による巡回指導を行ってまいります。 また、現在、当該喫煙場所を利用している喫煙者を分散させるためにも、ご提案いただいた密閉型の喫煙場所も含め、三軒茶屋駅周辺での喫煙場所の増設を検討しておりますが、指定喫煙場所の整備には、地権者や近隣にお住まいの方々のご理解、ご協力も必要です。粘り強く交渉を重ねつつ、喫煙場所の確保に向けて、鋭意取り組んでまいります。	環境政策部 環境計画課	電話 03-6432-7129 ファクシミリ 03-6432-7981	令和3年9月1日	
建物解体工事の振動について	近所で建物を解体していますが、そこからの振動が地震ぐらいの大きさで日中続いております。家が揺れ続けているので不安です。なにか、違法な工事をしているのではないのでしょうか？ 閑静な住宅地ですので、近隣の方も迷惑しているのではないのでしょうか？いつまで続くのか不安ですし、地盤、建物への影響も気になります。事前に説明会など聞くべきだと思います。	ご相談いただいた工事につきまして、世田谷区より解体業者に作業内容の確認をいたしました。工事は9月末までを予定しており、再度近隣へは説明を行うとのことでした。また、解体業者には、近隣への振動に配慮して作業するように指導いたしました。	環境政策部 環境保全課	電話 03-6432-7137 ファクシミリ 03-6432-7981	令和3年9月3日	
烏山地下駐輪場のスタンプ台設置場所について	烏山地下駐輪場を利用しています。西出入口にある回数券用のスタンプ台は、通路動線の右側に設置されています。 コロナの影響により、以前は管理人が押ししていたスタンプは自分で押すようになっていますが、ほとんどの方が自転車を右側で引いているため、スタンプ台が右にあると作業がしづらいです。利用者の立場で考え、左側に設置してください。 また、挨拶もできないような管理人は採用しないでください。朝のスタートから気分が悪いです。気持ちの良い一日のスタートが送れる場所であって欲しいです。	いつも烏山地下駐輪場をご利用いただきありがとうございます。今回ご指摘いただきましたスタンプ台の場所について現場を確認したところ、西出入口から地下に降りてきた際、右側にあたる位置に2か所設置していましたので、作業がしやすいよう1か所左側に移動しました。 また、管理人の接遇につきましてご不快な思いをさせてしまい、申し訳ございませんでした。挨拶は利用者サービスの基本であるため、今回のご意見を踏まえて改善を図るよう指定管理者に指示しました。あわせて、日ごろから利用者の立場に立ち、より良いサービスを提供するよう改めて区から伝えています。 皆様に駐輪場を快適にご利用いただけるよう、区といたしましても引き続き改善を図ってまいります。	土木部 交通安全自転車課	電話 03-6432-7967 ファクシミリ 03-6432-7996	令和3年9月6日	
区立小・中学校のプールの授業について	受験を控えた中学3年生の子どもがプールの授業があると言っているのですが、このコロナ禍にやらせたくありません。今リスクを冒してまで水泳指導をやるメリットはあるのでしょうか？また、そのような理由でプールの授業をずっと見学させた場合、成績などに影響が出ると思いますが、何らかの対応はあるのでしょうか？	区立小・中学校では、第2学期当初の体育は、他の教科と同様の扱いとして、基本的な感染症防止対策等を徹底のうえ、十分な身体的距離の確保や身体的接触を避けるなどの工夫を行い実施することとしており、水泳についても、各校で実施が可能となっています。 コロナ禍における水泳指導については、不安の声もいただいております。教育委員会では、こうした理由による見学については、評価に影響することがないよう、各校に周知を行っております。	教育政策部 教育指導課	電話 03-5432-2706 ファクシミリ 03-5432-3041	令和3年9月7日	
ヘリコプターの騒音について	9月6日午後6時過ぎ、ヘリコプターが上空を相次いで旋回するのを自宅から目撃しました。その際、飛行音が非常に大きく不快感を覚えました。音としては道路工事を自宅前で行われているような爆音です。通常ヘリコプターの通過にそのような爆音は聞いたことがないのですが、今回低空を低速で何度も旋回していたことが騒音の原因だと考えられます。 この件についてヘリコプターの飛行目的、飛行させた個人、団体、企業名、飛行の違法性及び騒音被害への対応について回答をお願いいたします。	区では、ヘリコプターの飛行やその経路に関する報告等を受けていないことから、対象機の判別が困難な状況にあります。恐れ入りますが、民間機の飛行に関しては国土交通省へ、自衛隊機及び米軍機の飛行に関しては防衛省へお問い合わせいただけますようお願いいたします。 なお、お問い合わせの際には、ヘリコプターの飛行時刻や飛行場所、飛行方角、機体の特徴（形状、塗装色等）などの情報が機種や所属の特定に必要とのことです。 また、当区あてヘリコプターの騒音に関する情報をお寄せいただき、機体の特徴等から当該ヘリコプターの運航者が判別できた場合には、当区からも関係機関あてに、なるべく上空を飛行し、飛行時間を考慮する等、十分騒音に配慮するよう要請をしております。	環境政策部 環境保全課	電話 03-6432-7137 ファクシミリ 03-6432-7981	令和3年9月7日	
電子図書館について	世田谷区の電子図書館を初めて使おうとしましたが、図書館やネットを使い慣れている自分でも、使い始めに必要な案内が不足していると感じました。ウェブサイトの下記の3か所が変わるだけでも、随分使いやすくなると思います。 1. 電子図書館の紹介を、図書館のトップページ（ https://libweb.city.setagaya.tokyo.jp/index.shtml ）の一番上の目立つ所に置く。 2. 画面の一番上の「初めての方はご利用案内をご覧ください！」をもっと大きな文字にして、ここから「ご利用案内」にリンクを貼る。 3. 「ご利用ガイド」の「利用案内」に、「ご利用には、事前に利用申し込みが必要です」だけでなく、具体的な情報を足す。 せっかく費用をかけて良いものを用意していただいているのですし、コロナ対策としても有益ですので、その存在を知らない市民が、自然に気付けるようなサイトの工夫が必要だと思います。	「電子書籍サービス」は、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染拡大時の図書館サービスの継続等を主な目的に、昨年11月から導入し、現時点で約1万4千人の方にご登録いただいております。 この電子書籍サービスは民間事業者が提供しているクラウド型のパッケージサービスを利用しているため、レイアウトや文字サイズ等について、自由度が少ないという制約がありますが、いただいたご意見等を参考にさせていただき、よりわかりやすい電子書籍サービスの周知に努めてまいります。 事前登録の受付や詳しい登録・利用方法等について、およそ1か月ごとの電子書籍の新着のお知らせの際に、あらためてご案内をしております。 なお、図書館ホームページの「利用案内」→「電子書籍サービス」にも詳細を掲載しておりますので、参考にいただければ幸いです。（ https://libweb.city.setagaya.tokyo.jp/guide18.html ）	生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-1811 ファクシミリ 03-3429-7436	令和3年9月13日	
プラスチックごみの回収について	ごみの分別リサイクル化が進み、あちこちのスーパーで回収して頂ける様になりましたが、プラスチックごみだけが無い点が気になっております。世田谷区のホームページを見させて頂き、区民センターやエコプラザでの指定日回収があるのを知りました。 賢い話ですが、やはり近場に無いとなかなか足が進まないというか、指定日に行けないと次回までに更に量は増え、貯めた大量のプラごみを持って向かうのもなかなか大変です。 卵やトマト、フルーツ、おせんべいや個別包装の菓子が入っていたプラケースは、汚れもほとんどありませんし、捨てるには本当に勿体無いと思います。ですが、指定日回収に行けない時は、「しょうがないか」と燃えるゴミとして捨ててしまっているのが現状です。意識して分別していると、プラごみってかなり多いと思います。 月に1度でも良いので、集積所でのプラごみ回収を行なって頂けたらなあと思います。それが回収スポットをもう少し増やして欲しいです。プラごみ回収が一般的でないのには何か理由があるのでしょうか？	区では、プラスチックを可燃ごみとして収集し、焼却することで熱回収を行っています。ごみを焼却する際に発生する熱で発電を行い、清掃工場の稼働や近隣にある温水プール、区内施設の冷暖房の電力として有効活用しています。プラスチックは素材が混在されており資源化には課題が多くございますが、資源化ルートが確保できたものを、公共施設での回収員手渡し方式により、利便性を踏まえ約2キロの間隔で回収拠点を選定して実施しております。昨今では、プラスチックを資源として収集する自治体もあり、区でも、環境負荷の軽減により適したリサイクル方法などについて調査を進めているところです。プラスチックの資源回収のあり方については、いただいたご意見も参考に検討を進めて参ります。	清掃・リサイクル部 事業課	電話 03-6304-3267 ファクシミリ 03-6304-3341	令和3年9月15日	

<p>子どものタブレット利用について</p>	<p>家庭でのYouTube視聴などで宿題をやらない、支度が遅くなり学校や習い事に遅刻する、等の弊害も起きています。世田谷区で管理しているタブレットなのであれば、YouTube視聴などの制限をもう少し厳しくしてほしいです。</p>	<p>区立小中学校の児童・生徒用として配備した学習用タブレット型端末については、YouTube等の動画コンテンツを学校教育で使用する必要があることや、先進自治体の事例、支援を受けている学識経験者のご意見等も踏まえ、有害サイトへのアクセスはフィルタリングソフト等により制限した上で、YouTubeアプリをインストールした設定としています。学習用タブレット端末の適切な活用方法などのICTリテラシーについては、引き続き学校からお子さんへ指導してまいりますので、お困りのことがありましたら学校へご相談ください。</p>	<p>教育政策部 教育ICT推進課</p>	<p>電話 03-5432-2969 ファクシミリ 03-5432-3028</p>	<p>令和3年9月16日</p>	
<p>ランドセルが重いです。</p>	<p>小学一年生の子どもがいます。学校から自宅は遠くない距離ですが、毎朝ランドセルが重くて嫌だと言います。実際に親が背負ってみても重いです。コロナ禍で水筒やタブレットなどを入れることとなり、校舎に入るのにも順番待ちをするらしく、時間がかかるようです。置き勉などで、負担軽減ができませんでしょうか？</p>	<p>区教育委員会では、文部科学省からの通知等に基づき、教科書や学用品等の置き帰りの工夫などによる児童・生徒の身体的な負担の軽減について、子どもたちの成長に応じた弾力的な運用を行うよう、各学校に周知しています。学級担任や副校長にご相談いただけますよう、お願いいたします。</p>	<p>教育政策部 教育指導課</p>	<p>電話 03-5432-2706 ファクシミリ 03-5432-3041</p>	<p>令和3年9月16日</p>	
<p>歩きタバコについて</p>	<p>玉川の多摩堤通り（都道）は、教習所前から二子玉川駅近辺までの間、道が狭く片側の歩道がなくなります。残った歩道もかなり狭い状況ですが、それでも片側歩道に対して双方向から歩行者が通りますし、自転車も車道に出づらいか歩道を走ることがあります。このような狭い双方向通行の歩道でも未だに歩きタバコをする人がおり、臭いや煙が気になります。また、この付近は保育園もあり子連れの人も多いため、子どもたちの健康被害も心配です。区として何か対策はとれないものでしょうか。</p>	<p>区では、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進するため、「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は喫煙禁止としております。たばこルールの実施に合わせ、電柱巻看板や路面標示シートの設置、区のおしらせや区公式ツイッターなどによる情報発信、地域の自治会・町会と協力したキャンペーンの実施といった周知・啓発活動に取り組んでおります。また、路上喫煙やポイ捨てを防止するため、道路、公園、区施設の敷地等の公有地から重点的に指定喫煙場所の整備を進めているところです。この度、ご指摘いただきました道路につきましては、環境美化指導員による定期的な巡回・指導を行うとともに、今年度中に周辺への注意標示物の設置を行ってまいります。</p>	<p>環境政策部 環境計画課</p>	<p>電話 03-6432-7129 ファクシミリ 03-6432-7981</p>	<p>令和3年9月17日</p>	
<p>世田谷区の不登校支援と多様な学びについて</p>	<p>不登校で家庭での学習を望む声が高まっています。家庭の環境や子どもの特性、コロナ禍と考えられる要素は個人にすべて起因しているものではないというところ。いつでもどこからでも学べる環境づくりとして、不登校特例校など設置しているが、とても子どもが通えるところにあるという状況までにはいたらず、オンラインでの通級指導も受けることができない環境。また、家庭での教育をとなっていくとそこへのサポートが弱いのではないかと思います。教育について、区として在宅で学ぶ環境整備をどのようにしていく方針ですか？他市では、不登校についてかかる費用についての負担を軽減するなどもあります。多様な学びの環境を保障してください。通級指導にもオンライン設備を整えてください。小規模な居場所や在宅学習のコーディネートやサポートを充実させ、教育の格差をなくしてください。ひとり親で不登校となると経済的にも厳しく、子どもにかかるメンターサポートを充実させてください。</p>	<p>通級指導学級等におけるオンライン設備については、現在、教職員用タブレット端末の配備や学校全体への無線アクセスポイント増設の環境整備等に向けた検討を進めていますので、ご理解の程、よろしく申し上げます。不登校のお子様への支援については、個に応じた学習や体験の継続が必要であり、ご指摘のとおり多様で適切な学びの場の確保が重要であると考えています。現在、ほっとスクールをはじめ、ICTの活用や関係機関・地域との連携による学習支援など、多様な教育機会の確保に努めています。また、現在、不登校のお子様をお持ちの保護者の方々に、不安や悩みを語り合ったり不登校に関する様々な情報を交換したりする「不登校保護者のつどい」を毎月定期的に開催しています。お子様への支援については、人との関わりの中で気持ちを安定させたり、社会とのつながりをサポートしたりする「メンタルフレンド」の制度があります。その他、不登校に関する不安や悩み等のご相談がありましたら、不登校相談窓口（※）も設けていますので、ご利用ください。今後引き続き、不登校のお子様の居場所づくりや学習支援等について、いただいたご意見を参考に、検討を重ねていきます。</p>	<p>教育政策部 教育相談・支援課</p>	<p>電話 03-6453-1511 ファクシミリ 03-6453-1534</p>	<p>令和3年9月17日</p>	<p>※「不登校相談窓口（総合教育相談室）」は、令和3年12月に教育総合センターに移転し、「不登校支援窓口」に改称しました。相談日時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時 電話 03-6453-1523</p>
<p>HPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）の公費負担について</p>	<p>HPVワクチンの積極的勧奨がされなかった時期に中学～高校生だった子がいる者です。ここに来て、厚労省などが効果の高さなどを発信し、安心して受けてもいいかと思いましたが、世田谷区ではその時期を上記のような事情で逃してしまった子への救済措置が取れないとのことで大変驚きました。以前該当時期にご相談したことがありましたが、今は積極的にはおすすめているない、との回答をいただき、取り止めていた経緯がありますので、納得がいきません。接種一回あたり2万近くかかります。行政の判断を頼りに過ごしてきたのですから、その時期に該当学年にあたる子に対しては、公費負担をお願いしたいと存じます。</p>	<p>HPVワクチンは、平成25年4月1日から定期予防接種となりましたが、ワクチンを接種した後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛み等の副反応が特異的に見られたことから、同年6月14日付厚生労働省通知に基づき、現在に至るまで積極的な接種勧奨を一時差し控えております。一方で、令和3年3月29日付で日本産科婦人科学会から厚生労働大臣あてに「HPVワクチンの接種勧奨再開」や「積極的な接種勧奨が行われなかった期間の情報不足によりHPVワクチン接種機会を逃した女性へのキャッチアップ公費接種の実施」が盛り込まれた要望書が提出されていること、また、実際にHPVワクチンの公費助成での機会を逃してしまった方を対象にした助成を行う自治体があることも承知しております。現時点では財源確保等課題が多く、難しい状況ではございますが、今後も国・都の動向を確認しながら、対応を検討してまいります。</p>	<p>世田谷保健所 感染症対策課</p>	<p>電話 03-5432-2437 ファクシミリ 03-5432-3022</p>	<p>令和3年9月22日</p>	
<p>スケートボードができる施設の整備について</p>	<p>オリンピック種目となったスケートボードですが、区内ではその施設が非常に少ない。よって、スケートボードの施設をいくつか作って頂きたい。先日、世田谷区総合運動場内のプール施設の広場で、十数人の若い子たちがスケートボードの練習をしていて、自転車と接触し、それが危険だと問題になり、警備員を呼んで中止となりました。彼らには、スケートボードを満足に練習する場所がないために、ああいう場所でやってしまうのです。多摩川の堤防沿いの道路でも、夜中にスケートボードで遊んでいる子たちがいます。彼らには、オリンピック種目となったスケートボードで、メダルを取りたいと願っても、その夢に近づく手段がないのです。今後、ああいう子たちを溢れさせないためにも、しっかりとしたスケートボード施設を作って頂くことを至急お願いいたします。</p>	<p>ご意見をいただきました、スケートボードができる場所の整備につきましては、既存の公園内に新たなスポーツ施設を整備するには公園敷地におけるスポーツ施設面積の割合が法令や条例によって制限されていることや、騒音等周辺環境に与える影響など課題が多い状況です。しかし、東京2020大会を契機として、スポーツへの関心が高まりスポーツニーズも多様化していることは、区としても認識しております。区民の皆様がより良い環境で様々なスポーツに触れていただけるよう、今回いただいたご意見につきましては今後の施設整備の参考とさせていただきます。</p>	<p>スポーツ推進部 スポーツ施設課</p>	<p>電話 03-5432-2744 ファクシミリ 03-5432-3080</p>	<p>令和3年9月24日</p>	
<p>隣人の樹木の設置について</p>	<p>新築するときは世田谷区のみどりの条例とかで樹木の種類とか許可をとって植えているそうです。隣人は木が植わってからはじめてその木がどうい影響をもたらすかわかるのです。世田谷区は、その木を植えた所有者が良好に維持管理すべきです世田谷区では一切の責任は取らないとのこと、このことについて質問があります。1. 区が許可するのであれば許可した基準が守れるようにする責任があるのではないのでしょうか。2. 区が許可するより影響を受ける隣人が許可すべきでないでしょうか。3. 区が許可したいのであれば最低限隣地の承認をとるべきだと思います。4. この条例の異議を申し立てるには区民はどうすればよいのでしょうか。</p>	<p>区では、一定規模以上の敷地で建築行為等を行う場合に、世田谷区みどりの基本条例に基づき緑化計画を提出いただいております。また、ご指摘の区域は風致地区に指定されており、東京都風致地区条例に基づき、許可申請の手続きを行っております。いずれの場合も相談の際、緑化計画の提出窓口では、敷地の状況や樹木の特性に応じて植栽することや、植栽後は適切に維持管理していただくことを説明しております。区では植栽に関しての隣地への承認については、必要に応じて所有者が行うべきものであり、樹木の管理についても所有者の責任で適切に維持管理するものと考えております。植栽した樹木の問題については、当事者間で話し合って解決いただくようお願いしております。万一、樹木による被害等で法律的なアドバイスが必要な場合は、無料の法律相談の窓口も開設しておりますので、ご利用ください。区といたしましては引き続き、適切な維持管理を含めた緑化の計画について説明してまいります。いただきましたご意見は、今後の事業改善の参考にさせていただきます。</p>	<p>みどり33推進担当部 みどり政策課</p>	<p>電話 03-6432-7905 ファクシミリ 03-6432-7989</p>	<p>令和3年9月28日</p>	
<p>小学校で子どもへのマスク着用の強要について</p>	<p>世田谷区の小学校に通う子どもがいます。感染対策でマスク着用が義務化されているのはわかっています。なのでできるだけ付けるようにはしているのですが強制的に子どもが怖がるような事を言って付けさせるのは良いのでしょうか？更に我が子は元々基礎疾患があり、それにより普段から息切れや息苦しさがありマスクをして動くとも更に苦しくなります。更にマスクを常につけてると頭痛や吐き気を伴います。それでももしなければならぬのですか？またその場合疾患の他にも診断書を取って学校へ提出しなければならぬのでしょうか？それともうちの子みたいな子は学校へ登校してはならないのでしょうか？</p>	<p>世田谷区立小・中学校での新型コロナウイルス感染症対策は、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を踏まえて「学校・園における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」を作成するとともに、区ホームページにて公表・周知し、手洗いや咳エチケット、換気、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することとしています。ご指摘のマスク着用については、身体的距離が十分にとれない場合にはマスク等を着用するようお願いしておりますが、熱中症など、体調が悪くなってしまう可能性が高い時や、体育の授業や運動部活動では、子どもたちの間隔を十分に空けたうえで、マスクをしなくてもよいとしています。また、呼吸に負担がかかることがあるため、息苦しいなど体調がすぐれないときにはマスクを外し水分補給や休憩するなどのほか、個々の児童・生徒等の事情に応じた配慮についても、あわせて学校に指導しています。今後も、上記を踏まえて、新型コロナウイルス感染症に関連して、誤解や偏見に基づく不当な差別が起こらないよう、人権に関わる配慮については機会をとらえて、適宜指導していきます。</p>	<p>教育総務部 学校健康推進課</p>	<p>電話 03-5432-2693 ファクシミリ 03-5432-3029</p>	<p>令和3年9月28日</p>	